

令和 7 年度

磐田市水道施設点検業務委託

仕 様 書

令和 7 年度 磐田市水道施設点検業務委託 仕様書

本仕様書は、磐田市水道事業（以下「甲」という。）が委託する水道施設点検業務（以下「本業務」という。）において受託者（以下「乙」という。）が、その実施に必要な事項を定めるものとする。

第 1 章 総則

1-1. 業務の目的

甲の基本的な義務である安全かつ安全な水道水の供給を目指し、水道法に定める日常的な水質検査を行うとともに、甲の休業日における水道施設の点検業務を適切に行うことを目的とする。

1-2. 業務の期間

本業務の契約期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日とする。

1-3. 適用

本業務は、本仕様書及び契約書に従い履行しなければならない。なお当該規定によらない不測の事態や疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議をする。

1-4. 法令の遵守と個人情報及び守秘義務

乙は、履行に当たり関連する諸法令及び条例等を順守しなければならない。

(1)個人情報の保護

乙は、本業務で知り得た市民・市職員等に関する個人情報の取り扱いについて、漏えい・紛失・毀損の防止等の適切な管理に必要な措置を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の他関連法令に準拠して講じるものとする。併せて本業務に係る情報資産の安全性を確保しなければならない。

(2)秘密の保持

本業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務上知り得た一切のことについて第三者に漏らしてはならない。

1-5. 公益確保の義務

乙は、業務の履行に当たり公共の安全、環境その他の公益を害することの無いよう努めなければならない。

1-6. 事故や緊急事態等の対応

乙は、本委託業務に関する事故等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

また、本業務の実施中に通常想定されない自然災害や大規模事故等の発生により業務及び業務の対象施設に大きな影響を被った場合は、直ちに監督員へ通報するとともに、可能な現場対応に務めるものとする。

1-7. 打合せ

業務の実施に関する打合を次のとおり行う。このとき中間打合は、甲乙いずれかの必要に応じて都度実施するものとする。また打合後は、速やかに乙が議事録を作成し甲へ提出・確認を求める。

(1) 初回打合

業務目的・作業内容・工程、及び提供情報等の確認等

(2) 中間打合

業務進捗状況、課題・問題点の報告、意見調整等

(3) 最終打合

業務の完了報告に関すること等

1-8. 提出書類

乙は、業務の履行にあたり甲の指定する期日までに次の書類を提出し承認を得なければならない。このとき提出数量及び形態等は、甲が指定するものとし、必要に応じて電子データで納品しなければならない。

なお、承諾された事項を乙が変更しようとする場合は、その理由を明確にして、甲の承諾を受けたうえで再提出しなければならない。

①業務着手届

②業務責任者選任通知書

③業務従事書名簿

④業務計画書（全体・月間）

⑤日常点検簿

⑥月間業務実績報告書

⑦業務完了届

⑧業務完了報告書

⑨その他甲が必要と認めるもの

1-9. 監督員

甲は、業務の適切かつ円滑な履行を目的に監督員を置き、その氏名を受注者に「監督員通知書（様式第1号）」により契約後速やかに乙へ通知する。なお、監督員を

変更した場合も同様とする。

1-10. 受託の体制

(1) 人員の配置

乙は、次に掲げる人員体制を確保し、甲の指定する日までに業務責任者選任通知書及び業務従事者名簿により報告し承認を得るものとする。また、いずれの人員も乙と雇用関係にある者で、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）その他関係法令の遵守、個人情報保護、守秘義務の徹底することに加え、市民に対するマナー等の接遇に関する能力を有すること。

① 業務責任者

本業務の内容及び関係法令等に精通し、業務従事者の指揮監督を含む業務全体の管理監督及び甲と連絡調整を行う

② 業務従事者

本業務の実務を行う

(2) 従事者の変更

乙が従事者を変更しようとする場合は、事前に書面で 5 営業日以内に甲の承諾を得ることとする。なお甲は、従事者が次に掲げる事項に該当すると判断した場合に、乙へ従事者の変更を求めることができる。このとき乙は、10 営業日以内に新たな従事者を専任し甲へ届け出るとともに、配布した身分証明書を返納すること。

① 公序良俗に反する行為があった場合

② 勤務態度の不良が認められた場合

③ 業務の実態に著しい不適正を認めた場合

④ 資質及び職に対し不備が認められた場合

(3) 業務の体制

乙は、業務の円滑な遂行に足りる十分な員数の業務従事者を配置する中で、天候や交通環境の状況等の外的要因及びその傾向により適宜増減させる。

(3) 身分の証明

甲は、業務従事者に対し身分証明書を発行し、従事者は常時これを携帯しなければならない。また乙は、従事者へ身分等を明らかにする装備を身につけさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯させること。

(4) 安全衛生管理

① 乙は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

② 乙は、従事者に対して水道法第 21 条第 1 項に規定する健康診断を行い、その結果を甲へ報告するものとする。

1-11. 経費の負担

乙は、本業務に必要とする次の経費を負担する。

- ①車両に関する経費（燃料費を含む）
- ②測定機器、備品、試薬及び事務用品に関する費用
- ③印刷・製本に関する費用
- ④通信・運搬に関する費用
- ⑤駐車場等の業務従事者に必要な駐車場等に関する費用
- ⑥仕様書や契約書に特段の明記のないものであっても、乙が業務の範囲と認めるものについては、乙の負担とする。
- ⑦上記①から⑥に該当しない費用は、甲乙の協議により負担を決定する。

1-12. 検査

受託者は、業務を完了、若しくは一部を完了したときは、その旨を甲へ書面により通知したうえで、10日以内に完了を確認する検査を受けなければならない。

また甲は、業務完了の期限前であっても、業務の適正な履行を確認する目的で検査を行うことができる。

1-13. 事務の引継ぎ

乙は、甲が必要と判断した場合に業務の次期受託者へ事務の引き継ぎを行うこととする。

1-14. その他

- (1)本仕様書は、本業務委託の履行に際し最低限の必要事項を掲載したものであり、本仕様書に掲載のない事項について乙の新たな提案を否定するものではない。
- (2)乙は、業務の履行に必要な資料の貸与を書面により甲へ求めることができる。このとき甲は、可能な限り乙の求めに応じることとする。
- (2)甲は、必要に応じて乙に業務の進捗・疑義の確認等について随時報告を求めることができる。
- (3)乙が業務の円滑な履行に対し疑義等が生じた場合は、都度甲と協議するものとする。この協議に関する記録は、乙が速やかに書面で作成して甲に確認を求める。
- (4)成果物の納品後であっても、乙の責めによる不備が発見された場合は、直ちに乙の責任において必要な措置を行う。なお、この経費は乙の負担とする。
- (5)本業務で得られた成果物の所有権・著作権及び利用権は、甲に帰属するものとする。このため乙は、著作権を行使できない。

1-15. 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項は、甲乙が都度協議のうえ決定する。

1-16. 連絡先

磐田市環境水道部 上下水道工事課 施設グループ 中安

所在地 〒437-1292 静岡県磐田市福田 400 番地
電 話 0538-58-3281 (直通) F A X 0538-58-3271
メール jogesui-koji@city.iwata.lg.jp

第2章 水道法に定める日常的な水質検査業務

2-1. 業務の日時

(1)実施日

契約期間における全ての日を対象とする

(2)実施時間

午前8時30分から午後5時において乙の希望する範囲

2-2. 業務の対象

検査に供する水の採取は、甲が指定する下記の場所に存する給水栓とする。

*参照；磐田市水質検査対象給水栓位置図（資料1）

記

(1)東方面

- 1 御厨交流センター 鎌田1876
- 2 旧見付第7分団詰所 新貝1351-1
- 3 田原体育館 彦島396
- 4 兎山公園 鎌田2262
- 5 東小島公民館 東小島63
- 6 福田方面隊第4分団コミュニティ消防センター 豊浜中野948-1
- 7 はまぼう公園 福田3000
- 8 福田南交流センター 福田5489-2
- 9 福田方面隊第3分団コミュニティ消防センター 福田中島551-1
- 10 太郎馬新田公民館 上野部1520-3
- 11 万正寺公会堂 万正寺510
- 12 西山第1公園 安久路1丁目4-2

(2)西方面

- 13 豊田方面隊第4分団コミュニティ消防センター 一言1496-1
- 14 国府台西公園 国府台114
- 15 中泉交流センター 中泉2404-1
- 16 豊田赤池高見公園 赤池462
- 17 竜洋中島公民館 竜洋中島991-1
- 18 西堀公民館 岡1055-1

- 19 白羽神社 白羽 4 3 8
- 20 竜洋南部緑地公園 南平松 6 - 1
- 21 竜洋交流センター 岡 7 8 3 - 1
- 22 豊田海老塚農村公園 海老塚 5 9 7
- 23 上大原公会堂 大原 8 6 0
- 24 天龍自治会ごみ集積所 天龍 1 6 6 - 1

(3)北方面

- 25 豊田加茂公園 加茂 5 - 1
- 26 豊田池田上新田公園 池田 4 4 - 2
- 27 岩田寺谷新田 寺谷新田 1 2 1
- 28 松之木島下公会堂 松之木島 4 9 6
- 29 上野部運動公園 上野部 2 7 2 3 - 1
- 30 万瀬配水末端蛇口 大平 6 9 1 - 3
- 31 向笠新屋公会堂 向笠新屋 7 4 5
- 32 向笠竹之内原公会堂 向笠竹之内 5 4 4
- 33 長森団地 長森 3 5 3

2-3. 業務の内容

(1)水質の検査

甲が指定する給水栓で採水した水道水を水道法第 20 条及び水道法施行規則第 15 条 1 項イに則り次のように検査する。このうち臭い・水温の項目については、同法同条等を参酌する。なお、この検査の実施により異常等を感知した場合は、直ちに監督員へ通報する。

①頻度

1 日 1 回

②項目

色・濁り・消毒の残留効果・臭い・水温（5 項目）

③方法

- ①色、濁り 目視による確認
- ②消毒の残留効果 残留塩素測定器を用いた簡易的な確認
- ③臭い 臭覚による確認
- ④水温 水温計による測定

④記録

水質検査の結果は、「業務報告書（様式第 2 号）」に記録し、検査日中に甲へ報告するとともに、月度で集計して翌月の 5 営業日以内に甲に提出する。

第 3 章 甲の休業日における水道施設の点検業務

3-1. 業務の日時

(1)実施日

業務を行う日は、次に掲げる日とする。

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2)実施時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時において乙の希望する範囲

2-2. 業務の対象

業務の対象は、下記の水道施設とする。

※参照；磐田市水道施設巡回点検業務対象施設位置図（資料 2）

記

- 1 岩田送水ポンプ場兼第 1 水源 勾坂中 1 4 9 8－1
- 2 藤上原配水場 藤上原 1 3 3－1 5
- 3 勾坂配水場 勾坂中 3 0 6－1
- 4 向笠西配水場 向笠西 6 7 6－9
- 5 見付配水場 見付 2 2 6 2
- 6 東大久保配水場 西貝塚 3 7 8 1－3
- 7 長池配水場 大原 3 9 7 8－3
- 8 福田中島第 2 配水場 福田中島 2 4 6 4－1
- 9 豊浜配水場 豊浜 5 3 3
- 10 江口水源 豊岡 6 5 6 7－2
- 11 豊岡配水場 豊岡 2 9 6 5－1
- 12 高見丘配水場 高見丘 9 9 2－1
- 13 小立野配水場 小立野 6 6－1
- 14 森下水源 森下 3 0 0－2
- 15 池田水源 池田 1 3 9
- 16 東名水源 東名 1 4 8－4
- 17 小立野水源 小立野 4 5 8－1
- 18 上本郷水源 上本郷 1 0 0 9－4
- 19 気子島水源 気子島 9 5 5
- 20 社山配水場（第 1・第 2 配水池） 社山 4 3 7－9
- 21 岩室配水場 岩室 2 1 2－2
- 22 虫生中継ポンプ場兼配水場 虫生 2 1 9－7
- 23 上神増水源ポンプ場 上神増 2 5 6 8

- 24 大平ポンプ場 大平 8 2－8
- 25 虫生ポンプ場 虫生 2 4－3
- 26 家田・岩室ポンプ場 家田 4 2 2－9
- 27 合代島加圧ポンプ場 合代島 1 6－5
- 28 下野部配水場 下野部 1 9 0 5－2 4

3-3. 業務の内容

(1)水質検査

甲が指定する場所で採水した水道水を水道法第 20 条及び水道法施行規則第 15 条 1 項イを参酌する中で、次のように検査する。なお、検査の実施により異常等を感知した場合は、直ちに監督員へ通報する。

①頻度

1 日 1 回

②項目

色・濁り・消毒の残留効果・臭い・水温（5 項目）

③方法

- ①色、濁り 目視による確認
- ②消毒の残留効果 残留塩素測定器を用いた簡易的な確認
- ③臭い 臭覚による確認
- ④水温 水温計による測定

④記録

水質検査の結果は、「業務報告書（様式第 2 号）」に記録し、検査日中に甲へ報告するとともに、月度で集計して翌月の 5 営業日以内に甲に提出する。

(2)機器管理

異常や警報の表示を確認する。異常等が表示された場合は、可能な限り異常個所や原因等の発見に努めるとともに、直ちに監督員へ通報する。